

1 第4次中期経営計画の外部評価

- ◎外部評価については、一部の施策及びそれを構成する主要な事務事業に絞って行う。
- ◎外部評価対象とする施策及びそれを構成する主要な事務事業は上下水道局と協議会が双方に提案し、外部評価対象とする。

2 第4次中期経営計画の外部評価対象について

【外部評価対象】			
提案者	評価対象とする施策及び事務事業	提案及び決定方法	評価頻度
上下水道局	(1):戦略的に重要なもの(●)	第4次中期経営計画初回評価時に提案し、協議会で決定	毎年度
	(2):新たな取組み等を実施したもの(▲)	毎年度提案し、協議会で決定	単年度
	(3):内部評価が「A(a)」未満であるもの(■)	内部評価で自己評価が「A(a)」評価未満であるものを評価対象	単年度
協議会委員	(4):評価対象としたいもの(◆)	毎年度、協議会委員から評価対象としたい施策及び事務事業の提案を受け、提案があった場合には協議会で決定	単年度

【(1)～(4)の外部評価対象以外の施策及び事務事業について】

- ◎外部評価は実施しないが、所管課での1次評価及び内部評価委員会での2次評価は実施し、全ての施策及び事務事業の内部評価結果は、協議会に提示する。
- ◎外部評価対象の有無に関わらず、全ての施策及び事務事業について、意見や質問等へは随時対応をする。

----- ↓ 第1回経営協議会での提案事項 ↓ -----

(2) : 新たな取組み等を実施したもの
【令和3年度外部評価対象(案)】
政策5 施策(3)財政の健全化 ④適正な債権管理
【選定理由】
<p>受益者負担金は下水道が使えるようになった土地の所有者等に対して、土地の面積に応じて下水道の建設費の一部を負担していただく制度である。これまで受益者負担金の納付が遅れている方に対し、督促状及び催告書の送付や電話催告を実施してきた。</p> <p>しかし第3次中期経営計画期間中の過年度受益者負担金収納率は1割以下になることもあり、公平かつ適正な徴収を行っていくために、第4次中期経営計画の活動指標に「受益者負担金滞納者への強制徴収」を設定した。</p> <p>実績として令和元年度と令和2年度に強制徴収の条件整理と実施手順を策定し、令和3年度に強制徴収を実施した。</p> <p>その成果として、過年度受益者負担金収納率は、令和3年度計画「12.01%」に対し、実績は「28.50%」となり目標を大幅に上回ることに繋がった。</p>

※「(3) : 内部評価が「A(a)」未満であるもの」については、各事務事業の自己評価結果が a 未満であるものを評価対象とする。